



# 受配者指定寄付金制度の利用要件と対象学校

## 1. 利用要件

企業等法人からの寄付金を受配者指定寄付金として取り扱うためには、以下の（１）～（６）の要件を**すべて**満たす必要がありますので、ご留意ください。

### （１）広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと。

#### ①寄付者が当該寄付により特別な利益※を受けていないこと。

（ただし、原則として、施設・設備、寄付講座等に寄付者名を付すことは、寄付者が特別の利益を受けることには該当しません）

#### ②寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと。

#### ③寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと。

（なお、一社からのみの寄付で、学校等の新設や移転に伴う大規模な寄付事業に充てられるものについては、事前にご相談ください。）

※特別な利益を受けるとは…たとえば、寄付者に対して当該寄付によって学校法人の役員等への就任、施設の優先的な利用、資産の譲渡、教育研究の成果物が寄付企業に帰属する等の対価を約束すること等が該当します。

### （２）教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、

**緊急を要するものに充てられることが確実であること。**

### （３）税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金ではないこと。

収益事業を行っていない公益法人等など。※学校法人からの寄付は対象となりません。

### （４）すでに事業が終了している事業に充てる寄付金ではないこと。

### （５）原則として、一口の寄付金額が、2,000円以上であること。

### （６）以下に掲げる事業のための寄付金であること。

（ア）敷地、校舎その他付属設備の取得費

（イ）教育研究に要する経常的経費

（ウ）寄付講座及び寄付研究部門における教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的として設定される基金

（エ）学費の貸与または給付を目的として設定される基金

（オ）教育研究に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される基金

（カ）（ア）及び（イ）に要した借入金の返済の費用

（キ）現物寄付

（ク）新たに設置しようとする学校または専修学校の校地、校舎その他付属設備を取得するための資金

（ケ）新たな学校を設置するために必要な開設年度の経常経費

※（キ）（ク）（ケ）については別途要件があります。詳しくはP.23及びP.32をご覧ください。

### ■個人からの寄付金は取り扱いません。

個人からの寄付金については、受配者指定寄付金と同様の税の優遇措置を受けることができる特定公益増進法人の制度等をご利用ください。なお、受配者指定寄付金制度で受入れた寄付金は、所得税の税額控除の対象になりませんのでご注意ください。

## 2. 対象学校

### 【制度の対象となる学校】

- (1) 私立学校法第3条に規定する既設の学校法人（専修学校を設置する法人を含む。以下同じ。）が設置する学校教育法第1条に規定する学校（**大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び（2）に記載する認定こども園**をいう。以下同じ。）及び同法第124条に規定する専修学校（授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1,700時間以上の専門課程を設置するものに限る。以下同じ。）。

※各種学校は対象となりません。

- (2) 学校法人が設置する、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。
- (3) 既設の学校法人が新たに設置する学校教育法第1条に規定する学校（大学の学部・学部の学科、大学院及び大学の研究科、短期大学の学科並びに高等専門学校の学科を含む。）及び同法第124条に規定する専修学校。

※ 事前に寄付金募集のための寄附行為変更認可を受ける必要があります。詳しくはP.24 をご参照ください。

### 【制度の対象外となる学校法人】

次の（1）～（6）のいずれかに該当する学校法人は、原則として受配者指定寄付金の対象とはなりません。

- (1) 役員間、教職員間またはこれらの者との間において訴訟係属中その他内紛があり、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。
- (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、または銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの。
- (3) 法令に違反し、又は法令に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過していないもの。
- (4) 私立大学等経常費補助金の全額不交付の措置を受けたもの。
- (5) 管理運営または経理その他事務処理が著しく適正を欠き、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。
- (6) その他対象としてふさわしくないもの。

### 【新たに学校法人を設立する場合（制度の対象外）】

新たに学校法人を設立し、学校を設置するための寄付金については、財務省が直接審査（個別指定）をするため**事業団では取り扱いません**。また、設立準備財団等を設立して学校法人を立ち上げる場合も同様に取り扱いません。

なお、令和5年度税制改正により、4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄付金について、一定の要件を満たしたものについては、財務省による個別審査を経ずに全額損金算入の対象とされていますので、詳細は、所轄庁にお問い合わせください。